

令和 6 年度第 1 版  
2024/4/15

# 四街道市住宅用設備等 脱炭素化促進事業補助金 (エネファーム・蓄電池)

## ～ 申請の手引き ～

電話 043-421-6131

受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

土・日・祝日及び年末年始(12 月 29 日から  
1 月 3 日まで)は休業

ホームページ <http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/index.html>



2024

## 目次

本書を読むにあたって	2
補助金交付申請に必要な書覧	3
概要	4
はじめに	4
補助金の交付対象	4
申請から補助金交付までの流れ	6
1. 交付申請に必要な書類等	7
①交付申請書(様式第1号)	7
②補助対象設備及び設置に係る概要書	8
③補助対象経費が明記されている工事請負契約書等の写し	9
④補助対象経費の支払いを証する書類の写し	10
⑤補助対象設備の型式、能力等の仕様が確認できる書類	11
⑥補助対象設備の配置図	11
⑦補助対象設備の設置状況が確認できる写真	12
⑧補助対象設備が未使用品であることが確認できる書類	13
⑨申請者が属する世帯全員の住民票の写し	14
⑩申請者が属する世帯全員の市税の滞納がないことを明らかにする書類	14
⑪住宅用太陽光発電設備を設置していることを証する書類	15
⑫その他市長が必要と認める書類	15
2. 交付請求に必要な書類	16
交付請求書(様式第3号)	16
3. 補助対象設備の管理・処分等	17
処分承認申請書(様式第4号)	17
申請書類の提出先	18

## 本書を読むにあたって

本書は、「四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金」の交付を受けようとする方が、当市への申請を行う際の手続きについて説明するものです。

本書において、以下の名称については、略称名を使用します。

	正式名称	略称名
1	四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	補助金
2	四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 交付要綱	交付要綱
3	四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 交付申請書(様式第1号)	交付申請書
4	四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 交付決定・却下通知書(様式第2号)	決定通知書 却下通知書
5	四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 交付請求書(様式第3号)	交付請求書
6	四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 設備処分承認申請書(様式第4号)	処分承認申請書
7	四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 設備処分承認・不承認通知書(様式第5号)	承認通知書 不承認通知書
8	設備の設置工事に着工する前日までに建築工事が完了している住宅	既築住宅

## 補助金交付申請に必要な書類一覧

下記に申請に必要な書類一覧を記載します。詳細は各ページをご参照ください。

	必要書類	頁	備考
①	交付申請書(様式第1号)	7	市ホームページからダウンロードできます。
②	補助対象設備及び設置に係る概要書	8	市ホームページからダウンロードできます。
③	補助対象経費が明記されている工事請負契約書等の写し	9	
④	補助対象経費の支払いを証する書類の写し	10	
⑤	補助対象設備の型式、能力等の仕様が確認できる書類	11	
⑥	補助対象設備の配置図	11	
⑦	補助対象設備の設置状況が確認できる写真	12	
⑧	補助対象設備が未使用品であることが確認できる書類	13	
⑨	申請者が属する世帯全員の住民票の写し	14	
⑩	申請者が属する世帯全員の市税の滞納がないことを明らかにする書類(納税確認書)	14	市ホームページからダウンロードできます。
⑪	住宅用太陽光発電設備を設置していることを証する書類	15	定置用リチウムイオン蓄電システム補助金申請の場合のみ必要です。
⑫	その他市長が必要と認める書類	15	現在は必要ありません。

※①～⑫の書類を併せて、環境政策課窓口(市役所新館4階)に提出してください。(郵送不可)

※書類の不足や記載内容に不備があった場合は、受理できません。あらかじめよく確認のうえ、申請手続きを行ってください。

## 概要

### はじめに

四街道市では、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、脱炭素化に寄与する設備等を導入する者に対し、当該年度の予算の範囲内において四街道市補助金等交付規則(昭和46年規則第6号)及び交付要綱に基づき、補助金を交付しています。

補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、市に提出しなければなりません。

### 補助金の交付対象

補助金の交付対象設備等の概要は、以下のとおりです。

なお、補助要件は、特に間違いの多い内容について交付要綱より抜粋して掲載しています。ここに掲載していない内容もありますので、申請の前には必ず交付要綱(第2条・第5条、別表第1から別表第6)を確認してください。

- 各設備に共通する補助要件

1. 自らが居住する市内の住宅に、未使用品の住宅用設備等を設置すること
2. 補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施していること(設備の設置工事の着工及び設置完了を年度内に実施していること)

※補助対象設備が電気自動車及びプラグインハイブリッド車の場合は、自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を申請する年度内の日付であること。

- 各設備別の補助要件

家庭用燃料電池システム(エネファーム)	
補助要件	・一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けていること ・停電自立運転機能を有するもの この他、交付要綱(第2条、別表第1から別表第6)に記載
補助の対象となる経費	設備本体(燃料電池ユニット、貯湯ユニット等)及び付属品(給湯器、リモコン等)の購入費、工事費(据付・配線・配管工事等)
補助金の額	上限100,000円

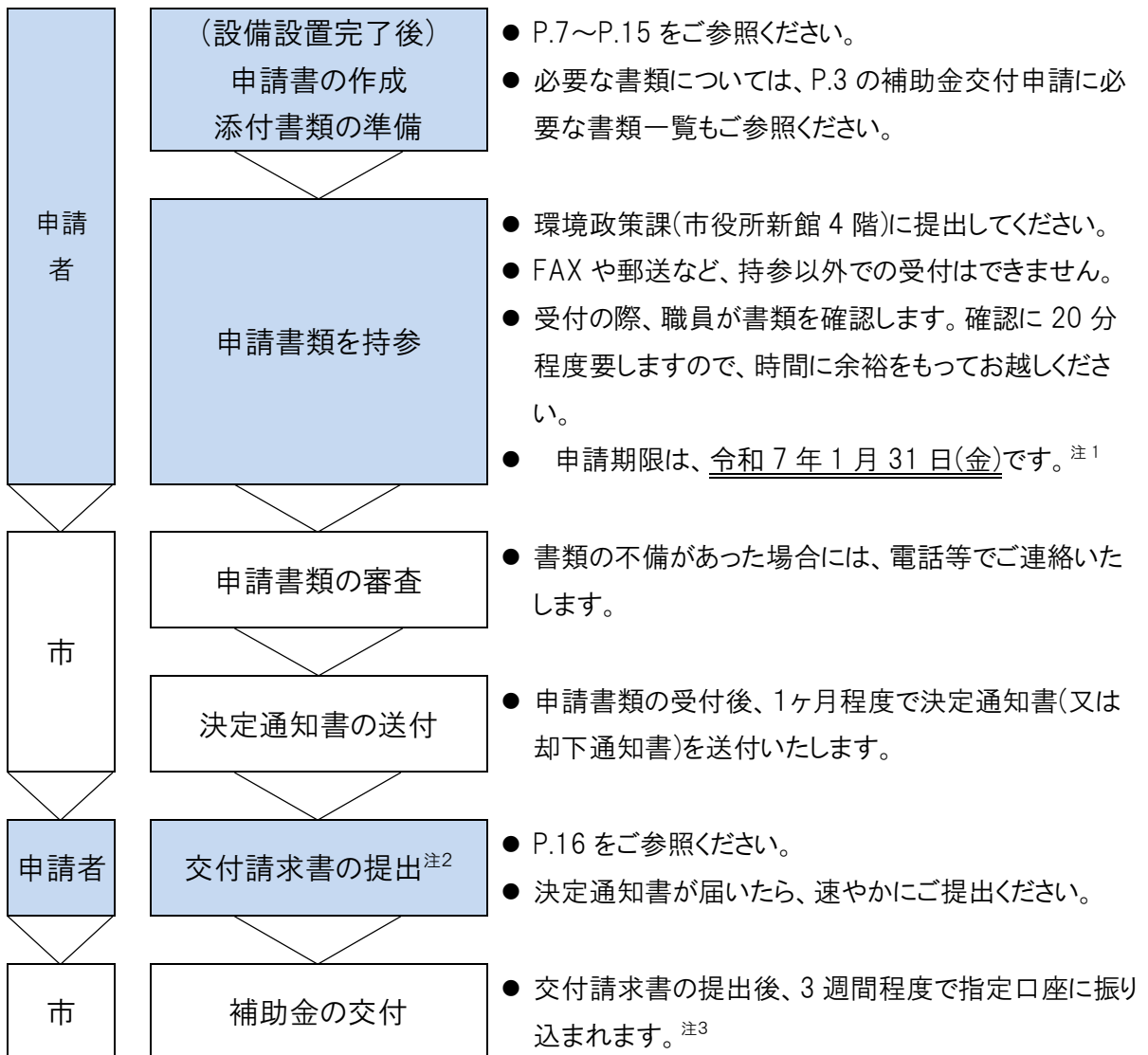
定置用リチウムイオン蓄電システム	
補助要件	1. 住宅用太陽光発電設備を設置していること 2. 国が令和4年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されていること この他、交付要綱(第2条、別表第1から別表第6)に記載 3. 申請者又は自らと同一の世帯を構成する者が、千葉県その他の同種の補助金の交付を重複して受けていないこと。
補助の対象となる経費	設備本体(蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等)及び付属品(計測・表示装置、キュービクル等)の購入費、工事費(据付・配線工事等)
補助金の額	上限 70,000円

※同一世帯当たり、それぞれの設備について1度ずつ補助金の申請をすることができます。

※家庭用燃料電池システムと定置用リチウムイオン蓄電システムを同時に申請することも可能です。

※手引きを分けていますが、窓の断熱改修、電気自動車、プラグインハイブリット自動車、V2H 充放電設備も同時に申請することが可能です。

## 申請から補助金交付までの流れ



注1 期限前であっても、当該年度の予算がなくなり次第、受付終了となります。

注2 交付請求書は申請時に申請書類と併せて提出することもできます。提出済の場合は、当該手続きは不要です。

注3 交付請求書を申請書類と併せて提出している場合は、決定通知書が届いてから 3 週間程度で指定口座に振り込まれます。

# 1. 交付申請に必要な書類等

## ①交付申請書(様式第1号)

交付申請書は、補助金の交付を受けるための提出書類です。市ホームページから様式をダウンロードして、作成してください。申請者欄は、必ず申請者本人が記入してください。(印字でも可)

記載内容を訂正するときは、訂正箇所~~に~~二重線を引いて押印し、その上部に訂正事項を記載してください。ただし、「補助金申請額(合計)」の欄に記載した事項については、訂正印による訂正が行えません。「補助金申請額(合計)」の欄に誤りがあった場合は、再度作成してください。

作成できたら、添付書類と併せて市役所新館 4 階の環境政策課窓口~~に~~提出してください。

提出は、原則として申請者本人による持参としますが、親族や施工業者等が代理で持参することも可能とします(委任状の提出は不要)。

なお、記載内容や書類に不備があった場合は、受理できません。記載内容や必要書類をよく確認のうえ提出してください。

### 【記入例】

様式第1号(第6条第1項)

四街道市長 様

~~年 月 日~~

←日付は記入しないでください。

住 所 **四街道市鹿渡舞臺地**  
申請者 氏 名 **四街道太郎**  
電話番号 **090-xxxx-xxxx**

←住所、氏名、電話番号を申請者本人が記入してください。

(電話番号は、日中連絡の取れる番号を記入してください。)

四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

補助対象設備の設置場所住所	申請者住所と同じ
補助対象設備を設置した住宅等の所有者及び所有関係(該当するものに☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者のみが所有している <input type="checkbox"/> 申請者以外に所有者又は共有者がいる(氏名： ) なお、上記の者からは、設置の承諾を受けています。
補助対象設備を設置した住宅等の種類別	別紙のとおり
補助対象設備の種類(該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム(エネファーム) <input checked="" type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 窓の断熱改修 <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> V2H充放電設備 ※詳細は、別紙のとおり
補助金申請額(合計)	金 70,000円
補助事業の期間(工事着工・完了日・建売住宅引渡日等)	別紙のとおり

←該当するものに☑ をしてください。

←該当するものに☑ をしてください。

←補助金申請額(「燃料電池+蓄電池」など複数の設備について申請する場合は申請額の合計)を記入してください。

※1,000円未満は切り捨て



## ②補助対象設備及び設置に係る概要書

補助対象設備及び設置に係る概要を記載するための書類です。市ホームページから様式をダウンロードして、作成してください。内容の記載は、入力でも手書きでも差し支えありません。補助対象経費は税抜きの金額になりますのでご注意ください。**(値引きがある場合は、値引きをした金額を記載してください。また、国その他の団体からの補助金額を控除した金額を記載してください。)**

記載内容を訂正するときは、訂正箇所<sup>①</sup>に二重線を引いて押印し、その上部に訂正事項を記載してください。

作成できたら、交付申請書と併せて市役所新館 4 階の環境政策課窓口<sup>②</sup>に提出してください。

### 【記入例】

別紙 1

↓ 申請者氏名を記入してください。

(申請者氏名) **四街道太郎** の当該補助金交付申請に係る補助対象設備及び設置、別表第 1 に定める要件を

↓ 申請する設備に してください

家庭用燃料電池システム (エネファーム) (補助金の額: 100,000円)

製造者名		株式会社 △△△ガス	
ユニットの型式	燃料電池	XXX-XX-XX	発電出力 0.7kW
	貯湯	XXX-XXX-XXX	
事業期間	着工日	6年 6月 1日 (本体の取付工事開始日)	
	完了日	6年 6月 1日 (保証の開始日)	
補助対象経費 <sup>(注)</sup>		1,500,000円 (支払日: 6年 6月 1日)	
住宅等の種類別 (該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> )		<input checked="" type="checkbox"/> 住宅の新築に併せて設置 <input type="checkbox"/> 既築住宅に設備を設置 <input type="checkbox"/> 設備付きの建売住宅の購入 (引渡日: 年 月 日)	

定置用リチウムイオン蓄電システム (補助金の額: 70,000円)

製造者名		株式会社 ▼▼▼▼	
パッケージの型式		XXX-XXXXX	蓄電容量 7.2kWh
事業期間	着工日	6年 6月 1日 (本体の取付工事開始日)	
	完了日	6年 6月 1日 (保証の開始日)	
補助対象経費 <sup>(注)</sup>		1,500,000円 (支払日: 6年 6月 1日)	
住宅等の種類別 (該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> )		<input checked="" type="checkbox"/> 住宅の新築に併せて設置 <input type="checkbox"/> 既築住宅に設備を設置 <input type="checkbox"/> 設備付きの建売住宅の購入 (引渡日: 年 月 日)	
住宅用太陽光発電設備		<input checked="" type="checkbox"/> あり (新設・既設) ※該当するものに○	
県の補助金との関係 ※リースの場合のみ		<input checked="" type="checkbox"/> 県が実施する補助金の交付を重複して申請するものではありません。	

窓の断熱改修 (補助金の額: 円)

製造者名			
SII 登録型番又は北海道環境財団による対象製品番号			
事業期間	着工日	年 月 日 (本体の取付工事開始日)	
	完了日	年 月 日 (保証の開始日)	
改修を行う戸数 ※マンション管理組合による申請の場合のみ記入		戸	
補助対象経費 <sup>(注)</sup>		① 円 (支払日: 年 月 日)	
補助対象経費の4分の1 (1,000円未満切り捨て)		② 円 第2条 ÷4=②	

(各設備共通)

「補助対象経費」… 設備の購入費、設置費(税抜き)から国その他の団体からの補助金額を控除した額を記載してください。

← 定置用リチウムイオン蓄電システムの「製造者名」「パッケージの型式」「蓄電容量」は、(一社)環境共創イニシアチブに登録されている内容を記載してください。

### ③補助対象経費が明記されている工事請負契約書等の写し

補助事業に関する工事請負契約書のうち、次の項目が記載されているページについてコピーを取り、交付申請書と併せて提出してください。

(コピー用紙は A4 サイズのものを使用し、複数ページになる場合は、可能な限り両面印刷してください。配色はモノクロ印刷で差し支えありません。)

- 補助対象経費(下表を参照)
- 申請者(契約者)の氏名等及び捺印
- 工事請負者の氏名等及び捺印
- 契約日

補助対象経費(交付要綱別表第2)

設備の種類	補助対象経費
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	設備本体(燃料電池ユニット、貯湯ユニット等)及び付属品(給湯器、リモコン等)の購入費、工事費(据付・配線・配管工事等)
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体(蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等)及び付属品(計測・表示装置、キュービクル等)の購入費、工事費(据付・配線工事等)

なお、「補助対象設備が、他の設備や建築物等と同一の契約書による契約をしている」などの理由で、上表の補助対象経費のみの金額が契約書に記載されていない場合は、補助対象経費のみの金額がわかる内訳書や見積書等のコピーを別途用意し、契約書と併せて提出してください。(内訳書の補助対象設備と金額にわかりやすくマーカー等で印をつけてください。)

#### その他注意事項

- ・契約書に記載されている着工日が、令和6年4月1日より前の場合は受付できません。
- ・変更契約をした場合は、変更契約書も提出してください。
- ・見積書及び領収書の金額と一致しているか確認します。
- ・概要書の補助事業対象経費と内訳書(または見積書)の補助対象経費は同額となります。
- ・国その他の団体から補助金をもらっている場合は、その金額がわかる書類も提出してください。

#### ④補助対象経費の支払いを証する書類の写し

補助対象経費の支払いを証する書類として、補助事業に関する領収書のコピーを取り、交付申請書と併せて提出してください。領収書の金額が、補助対象経費と他の設備や建築物等との総額のみ記載となっている場合は、総額の下に但し書(入力、手書きのいずれでも可)として、補助対象経費分のみ内訳金額を記載したコピーを用意してください。

(コピー用紙は A4 サイズのものを使用し、複数ページになる場合は、可能な限り両面印刷してください。配色はモノクロ印刷で差し支えありません。)

※印字が薄いと記載内容の確認ができないため、印字を濃くコピーしたものを提出してください。

なお、クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払を証明する書類(支払証明書)」の提出により領収書に代えることができます。支払証明書については、初回の支払いが開始してなくても、クレジット契約を締結したことが確認できれば差し支えありません。

申請者が銀行等で振込み手続きを行った際に作成する「振込依頼書の控え」等では受付できません。

#### 【記入例】

※例えば、補助対象設備の工事と補助の対象とならない他の工事等と合わせた総額が9,999,999円となる領収書が発行されており、このうち定置用リチウムイオン蓄電システムの設置に係る補助対象経費分が2,000,000円とした場合、波線部のように但し書を記載してください。(入力、手書きのいずれも可)

※概要書に記載した補助対象経費(税抜)の金額を記載してください。

	令和6年×月▽日
	No.1000001
領収書	
〇〇 〇〇 様	
金額 ¥9,999,999※	
上記金額について領収いたしました。	
<u>但し、定置用リチウムイオン蓄電システムとして、2,000,000円を含む</u>	
	〒284-8555
	千葉県四街道市鹿渡無番地
	株式会社 □□□□□□
	代表取締役 △△ △△ <b>印</b>

## ⑤補助対象設備の型式、能力等の仕様が確認できる書類

補助対象設備の型式、能力等の仕様が確認できる書類として、当該設備のメーカーが発行するカタログ等のうち、次の項目が記載されているページについてコピーを取り、交付申請書と併せて提出してください。

(コピー用紙は A4 サイズのものを使用し、複数ページになる場合は、可能な限り両面印刷してください。配色はモノクロ印刷で差し支えありません。)

- 設備の製造者(メーカー)の名称(カタログ表紙、裏表紙などに記載されています。)
- 設備の仕様(パッケージ型番、形状、型式、出力など)

・該当するページのみ印刷して提出してください。

・該当する機器がどれか、わかりやすくマーカ等で印をつけてください。

## ⑥補助対象設備の配置図

補助対象設備の配置図として、設置した設備のうち、次の機器の配置がわかる図面についてコピーを取り、交付申請書と併せて提出してください。

(コピー用紙は A4 サイズのものを使用し、複数ページになる場合は、可能な限り両面印刷してください。配色はモノクロ印刷で差し支えありません。)

- 家庭用燃料電池システム・・・燃料電池ユニット、貯湯ユニット
- 定置用リチウムイオン蓄電システム・・・蓄電池本体

なお、住宅内のどの位置に設置しているかが確認できれば、手書き等による簡易な図面でも差し支えありません。

## ⑦補助対象設備の設置状況が確認できる写真

補助対象設備の設置状況が確認できる書類として、次の項目が確認できる写真を用意し、交付申請書と併せて提出してください。

デジタルカメラで撮影した場合は、A4 サイズのコピー用紙にカラー印刷してください。なお、印刷時には、なるべくL判写真紙程度のサイズ(概ね 9cm×13cm 程度。A4 用紙に写真 4 枚分を印刷できるサイズ)で揃えて印刷するようにしてください。

写真用紙に印刷したものを提出する場合は、A4 サイズのコピー用紙などに貼り付けてください。

- 家庭用燃料電池システムの場合
  - 設備本体(燃料電池ユニット、貯湯ユニット)の外観
  - 設備本体(燃料電池ユニット、貯湯ユニット)の銘板(銘板の文字が確認できること)
- 定置用リチウムイオン蓄電システムの場合
  - 設備本体(蓄電池)の外観
  - 設備本体(蓄電池)の銘板(銘板の文字が確認できること)

なお、各設備の写真撮影時・印刷時には、次の事項に注意してください。

- 撮影日がわかること(印字されているものが望ましい)
- 銘板の写真は、型式・製造番号などの文字がはっきり読み取れること
- 設備が写真 1 枚に収まりきらない場合は、複数枚に分けて撮影すること

システムの設置後に写真が撮影しにくい場合等は、あらかじめ設置工事業者等へ依頼するなどして対応してください。

## ⑧補助対象設備が未使用品であることが確認できる書類

未使用品であることを明らかにする書類として、次のうちいずれかの書類のコピーを取り、交付申請書と併せて提出してください。日付、販売店名、購入者名等、記載欄の空欄は不可。

(コピー用紙は A4 サイズのものを使用し、複数ページになる場合は、可能な限り両面印刷してください。配色はモノクロ印刷で差し支えありません。)

- メーカー発行の保証書
- メーカー発行の出荷証明書<sup>注4</sup>
- メーカー発行の出荷検査成績書(検査日の記載があるもの)

---

<sup>注4</sup> メーカーによっては「納品書」として発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されたことが証明できるものであれば、書類の名称は問いません。(運送会社発行のものは不可)  
なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でも差し支えありません。

## ⑨申請者が属する世帯全員の住民票の写し

申請者が居住する住宅に設備を設置したこと、また申請者が属する世帯全員を確認するため、次の事項に注意して「住民票の写し<sup>注5</sup>」を1通入手し、交付申請書と併せて提出してください。

- 記載事項について
  - 申請者が属する世帯全員が記載されていること
  - 「個人番号(マイナンバー)<sup>注6</sup>が記載されていないこと」  
(「続柄」、「本籍・筆頭者」は任意ですが、記載されていないものが望ましい)
- 手続きについて
  - 本書は、市役所本館1階の窓口サービス課等で入手できます。
  - 1通につき300円の手数料が必要です。
  - 発行時に本人確認を行いますので身分証明書を持参してください。本人又は同一世帯でない方が請求する場合は、申請者自筆の委任状を添付する必要があります。委任状の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

住民票の写しの発行についての詳細は、下記のページをご参照ください。

<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/kurashi/todokede/jyumin/jyuminhyou.html>

## ⑩申請者が属する世帯全員の市税の滞納がないことを明らかにする書類

申請者が属する世帯全員の市税の滞納がないことを明らかにする書類として、市ホームページから「納税確認書」の様式をダウンロードのうえ、作成してください。

納税確認書の氏名欄には、申請者の他に「⑨世帯全員の住民票」に記載されている者全員を記載してください。

市役所新館1階の収税課で納税状況を確認し、収税課の確認印を取得してください。本人又は同一世帯でない方が請求する場合は、申請者自筆の委任状を添付する必要があります。委任状の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

収税課の確認印を取得後、交付申請書と併せて提出してください。

なお、直近の日付で市内に転入してきたなどの理由で当市で課税がされていない場合も、当市での課税がないことを確認するため、納税確認書を提出してください(以前の居住地の納税証明書等の取得は不要です)。

<sup>注5</sup> 窓口で発行される書類が「住民票の写し」ですので、改めてコピーを取る必要はありません。

<sup>注6</sup> 当該補助金事務は、個人番号(マイナンバー)を利用できる事務の対象外のため、個人番号(マイナンバー)の記載された住民票は受け取ることができません。

## ⑪住宅用太陽光発電設備を設置していることを証する書類

(⑪の書類は、定置用リチウムイオン蓄電システム補助金申請の場合のみ提出してください。)

住宅用太陽光発電設備を設置していることを明らかにする書類として、次のうちいずれかの書類のコピーを取り、交付申請書と併せて提出してください。

(コピー用紙は A4 サイズのものを使用し、複数ページになる場合は、可能な限り両面印刷してください。配色はモノクロ印刷で差し支えありません。)

- 直近3か月以内の売電明細(売電額はゼロでも可)の写し

※売電明細が Web での確認しかできない場合は、発電設備設置住所、発電設備が太陽光発電設備であること及び売電期間が読み取れるページを印刷して提出してください。

- 電力受給契約変更申込書(電力会社記入欄に記載のあるものに限る。)の写し
- 保証書の写し

※太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの両方の書類が必要になります。

※太陽電池モジュールの場合のみメーカー発行の出力対比表又はバーコードの写しでも差し支えありません。

- 接続契約のご案内の写し
- 東京電力パワーグリッドから送付される「特定契約締結通知(メール)」の写し又は「系統連系完了通知(メール)」の写し
- 東京電力パワーグリッドホームページの「購入実績お知らせサービス」の画面の写し
- 電気工事店が申請に使用する受給契約申込受付サービスの「申込詳細情報表示画面」の写し(特定契約締結年月日が記載されているもの)
- 東京電力パワーグリッド発行の「特定契約のご案内(文書)」
- 太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真

## ⑫その他市長が必要と認める書類

現在は必要ありません。



## 2. 交付請求に必要な書類

### 交付請求書(様式第3号)

交付請求書は、補助金の交付を請求するための提出書類です。市ホームページから様式をダウンロードのうえ、作成してください。

受給者欄は、交付申請書に記載した申請者と同じ者とし、必ず申請者本人が記入してください(印字でも可)。なお、振込先(口座名義人)は、受給者と異なる者であっても差し支えありません。

記載内容を訂正するときは、訂正箇所<sup>に</sup>二重線を引いて押印し、その箇所の上部に訂正事項を記載してください。ただし、「補助金交付請求額」の欄に記載した事項については、訂正印による訂正が行えません。記載事項に誤りがあった場合は、再度作成してください。

決定通知書が届いたら、市役所新館4階の環境政策課に速やかにご提出ください。(持参、郵送のいずれも可。申請書提出時に申請書類と併せて提出することもできます。)

#### 【記入例】

様式第3号(第9条第1項)

四街道市長

様

~~年 月 日~~

←日付は記入しないでください。

住 所 **四街道市鹿渡無番地**  
受給者 氏 名 **四街道太郎**  
電話番号 **090-XXXX-XXXX**

住所、氏名、電話番号を申請者本人が記入してください。  
(電話番号は、日中連絡の取れる番号を記入してください。)

四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書

~~年 月 日~~付け四街道市 ~~指令第 号~~で決定通知のありました

年度四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金として、下記金額を四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により請求します。

←記入しないでください。

記

1 補助金交付請求額 金 **70,000円**

←「交付請求額」は、交付決定通知書に記載される決定額を記入してください。不明な場合は、空白でも差し支えありません。

2 振込先

金融機関名	<del>銀行</del> 〇〇〇〇 金庫 組合	本・支店(所)	本店 △△△△ <del>支店</del> 出張所
預金の種類	<del>1 普通</del> 2 当座	口座番号	1   2   3   4   5   6   7
(フリガナ)	ヨツカイドウ タロウ		
口座名義人	四街道 太郎		

←振込先の口座について記入してください。

### 3. 補助対象設備の管理・処分等

#### 処分承認申請書(様式第4号)

当該補助金の受給者は、補助事業により取得した住宅用設備等について適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。また、当該設備について、次に掲げる耐用年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはいけません。

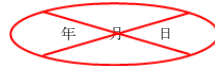
- 家庭用燃料電池システム(エネファーム) 6年
- 定置用リチウムイオン蓄電システム 6年

この期間内に、補助対象設備を処分しようとする者は、処分承認申請書(様式第4号)を市に提出し、市長の承認を得なければなりません。

#### 【記入例】

様式第4号(第11条第2項)

四街道市長 様



←日付は記入しないでください。

住所 四街道市鹿渡無番地  
 申請者氏名 四街道太郎  
 電話番号 090-xxxx-xxxx

←住所、氏名、電話番号を記入してください。  
 (電話番号は、日中連絡の取れる番号)を記入してください。)

四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金設備処分承認申請書

年 月 日付け四街道市 指令第 号をもって四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付決定を受けた設備について、四街道市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により下記のとおり処分の承認を申請します。

←決定通知書に記載されている交付決定日、文書番号を記入してください。

記

処分する設備 (該当するものに☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム(エネファーム) <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 窓の断熱改修 <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> V2H充電設備
処分の方法 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 破棄 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 担保 <input checked="" type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 貸与    ( )
処分の時期	〇〇年〇〇月〇〇日(から) 年 月 日まで)
処分の理由	※具体的に記述してください。 <b>例) 県外への転居に伴い、当該設備の付帯した建物等を売却することとなったため。</b>
処分の条件	※処分によって収益があった場合は、その額を記載してください。 <b>例) 当該設備の処分に当たっては、収益は発生していません。</b>

←以降の事項についてもそれぞれ記入してください。

#### (処分承認申請後の流れ)

処分承認申請書の受付後、1ヶ月程度で承認通知書(又は不承認通知書)を送付いたします。

処分について承認された場合は、承認通知書に記載された承認の条件に従って、手続きを行ってください。

## 申請書類の提出先

申請書類一式を市役所新館4階の環境政策課に提出してください(FAX や郵送など、持参以外での受付はできません)。申請書類が全て揃っているか十分にご確認の上お越してください。なお、申請受付は先着順となります。

受付の際、職員が書類を確認します。確認には 20 分程の時間を要しますので、お時間に余裕をもってお越してください。(あらかじめ①の書類から順番に揃えてから提出して頂くと時間の短縮になります。)

令和 6 年度補助金の申請期限は、令和 7 年 1 月 31 日(金)午後 5 時 15 分までです。  
(ただし、期限前であっても、当該年度の予算がなくなり次第、受付終了となります。)

### 申請時の注意事項

- 各種手続きは、原則として申請者本人又は同居の家族の方が行ってください。設置業者等に依頼することはできませんが、代行したことによる事故等について、市では一切の責任を負いかねます。業者任せにせず、申請内容と手続きの方法と期限を把握してください。
- **補助対象設備の着工・完了日が令和 6 年 4 月 1 日以降かつ申請日以前か必ず確認してください。**
- スタンプ印及び消せるボールペンは使用しないでください。また、鉛筆書きは清書し、下書き、マル印等は消した上でご提出ください。修正液・修正テープ等による修正も一切認められません。
- 可能な限り、印鑑をご持参ください。訂正の必要が生じた場合、その場で対応が可能となります。
- 申請書に添付する写しは、全て申請者の負担で用意してください。また、申請書一式は返却いたしません。(申請を取下げた場合を除く。)

### その他

- 個々の申請者に関する申請状況の問い合わせ(申請済か否か等)には、個人情報保護のため市ではお答えいたしかねます。直接、申請者又は代行業者へご確認ください。
- 振込みがされていないという問い合わせの場合、請求書に記載した振込先の口座と異なる口座を確認されていることが多くあります。

#### 【問合せ】

四街道市 環境部 環境政策課 環境保全係  
電話 043-421-6131  
受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで  
土・日・祝日及び年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)は休業